

J R小岩駅周辺地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「J R小岩駅周辺地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、J R小岩駅周辺地区（以下「本地区」という。）におけるまちづくり目標を達成するために、まちづくり事業の円滑な推進と本地区全体の活性化について協議・調整を行い、本地区の健全な発展に寄与することを目的とする。

(対象区域)

第3条 協議会の活動の対象とする区域は、別紙の区域図に示す範囲を基本とする。

(活動)

第4条 協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 本地区の安全な市街地の形成と活性化に係る事業計画の調整
 - (2) 前号の事業を活かした地区全体の活性化に向けた推進方策の検討
 - (3) まちづくりの実現に向けた関係者へのヒアリング及び意見交換
 - (4) 地域のP R
 - (5) まちづくりニュースの発行等広報活動
 - (6) その他、本地区のまちづくりについて必要な事項の協議
- 2 会員（次条第1項）は協議会の目的達成に向けて議論並びに協議会で得た情報を事業地区、商店会または自治会・町会に向けて共有を図るよう努める。

(会員)

第5条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 本地区の活性化に係る各事業地区の組合（完了した地区についてはその後の組織等を含む）、準備組合、勉強会及び世話人会等（以下「各組織」という）に所属する者
- (2) 本地区に関連する商店会の会員で選任された者
- (3) 本地区に関連する自治会・町会の会員で選任された者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(幹事会)

第6条 協議会には幹事会を置く。

- 2 幹事会は代表幹事1名、幹事若干名で構成することができる。
- 3 幹事は第5条（1）及び（2）、（3）から選任された者。
- 4 代表幹事は、幹事会の中から互選によって定めることができる。
- 5 代表幹事は協議会を代表し、会務を総括する。

- (1) 前項の代表幹事を定めない場合においては、幹事会が共同して会務を総括する。また、次条各項の「代表幹事」とあるのは「幹事会」と読み替えるものとする。
- 6 幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故のあるときはこれを代理する。
- 7 代表幹事並びに幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げないものとする。
- 8 幹事の任期中に変更が生じた場合、第6条3項の構成員の後任者が引き継ぎ、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、代表幹事が招集する。

- 2 代表幹事は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ会員に通知しなければならない。
- 3 代表幹事は、会員の五分の一以上の要請があった場合は、臨時の会議（臨時会）を召集し、これを主催する。
- 4 代表幹事は、必要に応じて幹事会を召集し、協議会の運営等について協議することができる。

(部会)

第8条 必要に応じて協議会内に部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、江戸川区都市開発部市街地開発課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この会則は、協議会の承認を得て改正することができる。

- 2 その他、この会則に因りがたい場合は、協議会で協議し決定する。
- 3 協議会が活動目的を達成したと判断した場合は、協議会を解散できる。

(付則)

- 1 この会則は、平成22年11月8日から施行する。
- 2 改正後の会則は、平成29年3月9日から施行する。

別紙

図：対象地区 区域図

